

鳴門市新庁舎建設基本計画策定業務に係るプロポーザル実施要領

【日程】

公告	平成 30 年 1 月 15 日 (月)
質問受付期間	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ～1 月 22 日 (月)
最終回答日	平成 30 年 1 月 23 日 (火)
参加表明書等受付期間	平成 30 年 1 月 15 日 (月) ～1 月 29 日 (月)
企画提案書等受付期間	平成 30 年 1 月 30 日 (火) ～2 月 21 日 (水)
ヒアリング実施予定日	平成 30 年 2 月 27 日 (火)
特定結果通知予定日	平成 30 年 3 月 5 日 (月)
契約締結	平成 30 年 3 月上旬

1 業務概要

(1) 業務名

鳴門市新庁舎建設基本計画策定業務 (以下「本業務」という。)

(2) 業務の目的

本業務は、鳴門市の新庁舎建設にあたり、現庁舎の現状と課題、新庁舎の必要性、基本理念、備えるべき機能、役割など、設計の前提となる整備方針や与条件を整理するとともに、市民や議会などの意見を聞きながら調査、検討を行い、新庁舎の配置や規模、事業手法、概算事業費、整備スケジュールなどを示す基本計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「鳴門市新庁舎建設基本計画策定業務仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 10 月 31 日まで。

(5) 予算規模

本業務に係る費用の上限は、12,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) 以内とする。

(6) 担当部署

鳴門市企画総務部総務課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 (市役所本庁舎 2 階)

TEL : 088-684-1203 FAX : 088-684-1336

Mail : somu@city.naruto.i-tokushima.jp

2 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 平成29年度鳴門市建設工事等一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿において、測量・建設コンサルタント等の「建築一般」又は「都市計画及び地方計画」の業種に登録されていること。
- (3) 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成 14 年 5 月 1 日施行）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 8 月 1 日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 平成 19 年度以降において、次に掲げる同種業務又は類似業務を元請けとして履行し、完了した実績を有する者であること。
 - ア 同種業務：国又は地方公共団体の庁舎建設（延床面積 5,000 m²以上）に関する基本計画の策定業務
 - イ 類似業務：国又は地方公共団体の庁舎建設（延床面積 5,000 m²以上）に関する基本設計業務
- (7) 本業務の履行にあたって、自らの組織の中から平成 19 年度以降に（6）の同種業務又は類似業務の実績を有し、かつ、（8）に示す資格のいずれかを有する者を管理技術者として配置できること。
- (8) 本業務の履行にあたって、自らの組織の中から次に掲げる資格のいずれかを有する者を主たる担当技術者として 1 名、担当技術者として 1 名以上配置できること。
 - ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（建設部門：都市計画及び地方計画）
 - イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士

3 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書などの作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限
平成 30 年 1 月 22 日（月）午後 5 時 15 分まで（必着）
- (2) 提出先
1（6）に掲げる担当部署
- (3) 提出方法
質問書（様式 7）により、持参、郵送又は電子メールで提出。
（必ず着信の確認を行うこと。また、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しない。）
- (4) 回答方法
平成 30 年 1 月 23 日（火）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

平成 30 年 1 月 29 日 (月) 午後 5 時 15 分まで (必着)

(2) 提出先

1 (6) に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出。

(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数	
		原本	副本
① 参加表明書	様式 1	1 部	8 部
② 会社概要	様式 2	1 部	8 部
③ 業務実績調書	様式 3	1 部	8 部
④ 業務実施体制調書	様式 4	1 部	8 部
⑤ 配置予定技術者調書	様式 5	1 部	8 部

※ 各提出書類の内容を証するために求める添付資料については、別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成 30 年 2 月 21 日 (水) 午後 5 時 15 分まで (必着)

※ 参加表明書等を提出した事業者であっても、提出期限までに企画提案書等を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

(2) 提出先

1 (6) に掲げる担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出。

(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

(4) 提出書類

提出書類	様式	提出部数		
		原本	副本	電子媒体
① 企画提案書	様式 6	1 部	8 部	1 部
② 業務工程表	任意様式	1 部	8 部	
③ 見積書	任意様式	1 部	8 部	

(5) 企画提案書のテーマ

項目	内容
テーマ①	<p>【新庁舎の防災拠点としてのあり方について】</p> <p>南海トラフ巨大地震、中央構造線活断層地震などによる被害が想定される鳴門市において、新庁舎が大規模災害発生時にも行政機能を維持し、防災拠点としての機能を果たすために必要な機能などについて提案をすること。</p>
テーマ②	<p>【工期短縮及びライフサイクルコスト削減の考え方について】</p> <p>新庁舎整備に係る基本計画策定後の設計、施工における工期短縮のための考え方について提案すること。また、事業費（工事費、解体費、備品購入費など）、ランニングコストなど、ライフサイクルコスト削減のための方策について提案すること。</p>
テーマ③	<p>【会議の運営方法及び合意形成手法について】</p> <p>別紙「鳴門市新庁舎建設基本計画策定業務仕様書」の9.(3)に示す庁内会議及び有識者会議の運営について、応募者が考える効率的な運営方法並びに会議における合意形成の手法についてそれぞれ提案すること。</p>

(6) 作成時の留意事項

別添「企画提案書等作成要領」を参照のこと。

6 企画提案書等の審査

(1) 審査方法

下表の評価項目について、「鳴門市新庁舎建設基本計画策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、審査及び評価を行う。最終評価点は、「参加表明書（書類審査）」及び「企画提案書・ヒアリング審査」の合計とし、最も得点の高かった者を受託候補者とする。最終評価点が同点であった場合は、審査会において順位を決定する。

なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、基準（総得点の6割）を満たしていると判断した場合は、受託候補者を決定する。

【参加表明書（書類審査）】

評価項目	審査基準	配点	書類
事業者実績	同種業務又は類似業務の実績数に応じて評価。	12	様式3
技術者実績	管理技術者の同種業務又は類似業務の実績数に応じて評価。	13	様式5
	主たる担当技術者の同種業務又は類似業務の実績数に応じて評価。		
	管理技術者及び主たる担当技術者の保有資格（技術士、一級建築士）。		
計		25	—

【企画提案書・ヒアリング審査】

評価項目	審査基準	配点	書類
実施方針	業務の理解度、取り組み意欲、工程の効率性・実現性、実施体制の的確性。	20	様式4 様式6 工程表
企画提案書	提案内容のわかりやすさ、的確性、独創性、実現性。	45	様式6
見積価格	—	10	見積書
計		75	—

(2) ヒアリング審査

4(4)に掲げる参加表明書等を提出し、期日までに5(4)に掲げる企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査会によるヒアリング審査を実施する。ヒアリング審査の実施概要は以下のとおり。

項目	内容
① 実施予定日	平成30年2月27日(火) 予定
② 実施場所	鳴門市役所内会議室(鳴門市撫養町南浜字東浜170) 予定
③ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・1者につき30分(説明20分以内、質疑10分程度)を予定。 ・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。 ・出席者は3名以内とし、配置予定の管理技術者が出席することとする。 ・ヒアリングの日時・場所等は、参加表明書等を提出した提案者に別途通知を行う。

(3) 受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知し、また、受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができる。回答は書面で行う。

ア 提出期限：平成30年3月7日(水) 午後5時15分まで

イ 提出先：1(6)に掲げる担当部署

ウ 提出方法：持参又は郵送で提出。

(郵送による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。)

エ 様式：任意様式(住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと。)

(4) 契約締結交渉

審査会において、受託候補者に特定された提案者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

(5) 結果の公表

審査会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続きの完了後に公表するものとする。

7 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案価格（見積額）が、1（5）に掲げる予算規模を超過しているとき。
- (4) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 本プロポーザル手続きの過程で、2の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (7) ヒアリング審査に出席しなかったとき。
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき。
 - ア 審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案参加者と応募内容又はその意図について相談を行うこと。
 - ウ 受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- (9) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

8 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、企画提案書等の内容をもとに本市と詳細を協議するものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

9 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提案参加者において、配達記録郵便の利用など必要な対策を講じること。
- (2) 配置予定技術者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類はいかなる理由であっても返還はしない。
- (5) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の

複製、記録、保存などを行う。

- (6) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とする。
- (7) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに文書で通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはないものとする。
- (8) 本提案に係る提出書類は、鳴門市情報公開条例（平成 13 年鳴門市条例第 34 号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出る恐れのある情報については、決定後の公開とする。
- (9) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。
- (10) 本プロポーザルにおいて受託者となった場合においても、今後予定されている新庁舎建設に関する設計業務への参加を妨げるものではない。

10 問い合わせ先

鳴門市企画総務部総務課 担当：藤田 邦和

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170（市役所本庁舎 2 階）

TEL：088-684-1203 FAX：088-684-1336

Mail：somu@city.naruto.i-tokushima.jp